

江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士又は幼稚園教諭（以下「保育士等」という。）の人材確保、就業の継続及び離職の防止に資するため、保育所等を運営する者（以下「事業者」という。）が行う保育士等の奨学金返還を支援するための助成に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育所等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定による認可を得て設置された保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業又は同条第12項に規定する事業所内保育事業を実施する事業所
- (4) 子ども・子育て支援法（昭和24年法律第65号）第7条第4項に規定する幼稚園

2 この要綱において、「奨学金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する奨学金
- (2) 北海道社会福祉協議会又は札幌市社会福祉協議会が貸与する保育士修学資金貸付
- (3) その他貸与型の奨学金等で市長が認めるもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、事業者が当該保育所等に勤務する保育士等の奨学金の返還を支援するための助成を行う事業で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 事業者が当該事業者の就業規則等に基づき、支援対象となる保育士等に対して、現金（口座振込によるものも含む。以下同じ。）を年1回以上給付することにより、当該保育士等本人が主たる債務者となっている奨学金の返済に係る負担を軽減していること。
- (2) 支援対象となる保育士等が次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 事業者には雇用されている期間が当該雇用が開始された日から起算して5年を超えていないこと。
 - イ 事業者が運営する市内に所在する保育所等に1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上常態的に勤務する者であること。
 - ウ 指定保育士養成施設等の在学中に奨学金の貸与を受けた者であること。
 - エ 自ら奨学金を返還していること。
 - オ 施設長や法人役員等でないこと。
 - カ 補助金の交付を受けようとする期間において、類似の助成を受けていないこと。
 - キ 過去に別の事業者において、この要綱による補助金の交付の対象となった保育士等でないこと。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育士等の奨学金返還を支援するために、当該保育士等に直接給付した現金の額（以下「手当等」という。）とし、補助金の額は別表に定める基準により算出して得た額とする。

2 補助対象経費は、保育士等が年度内に返還した奨学金の額を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、補助を受けようとする年度ごとに市長が指定する期日までに、江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金対象者一覧（第2号様式）

(2) 江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金事業（計画書・報告書）（第3号様式）

(3) 江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金収支予算書（第4号様式）

(4) 就業規則等の写し

(5) 雇用証明書

(6) 保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し

(7) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与金額及び返還計画が確認できる書類の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査等により補助金の交付の可否を決定するものとし、適当と認めたときは、江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る申請の内容に変更があったときは、江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金変更申請書（第6号様式）を提出しなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的遂行に支障を及ぼさない程度の軽微な変更と認められるときは、この限りではない。

2 市長は、前項による申請を受理し、申請内容の変更について承認したときは、江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付変更決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(状況報告等)

第8条 補助事業者は、市長から補助対象事業の遂行状況について、報告の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその状況を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに、江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金対象者一覧
- (2) 江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金事業（計画書・報告書）
- (3) 江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金収支決算書（第9号様式）
- (4) 雇用証明書
- (5) 当該年度の給与明細書又は給与台帳等の写し
- (6) 当該年度の奨学金の返還額を証する書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定等）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る書類等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、江別市保育士等奨学金返還支援事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 市長は、前条の規定による通知を送付した後、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。ただし、必要に応じ、第6条により決定した額の範囲内で概算交付することができるものとする。

2 市長は、前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付額を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

2 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（帳簿及び書類の備付け）

第13条 補助事業者は、事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	補助金の額
保育士等の奨学金返還を支援するために支給した手当等	一人当たり年額24万円	2分の1	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を差し引いた額を比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。